

## 平成30年白老町議会議会運営委員会会議録

平成30年 4月23日（月曜日）

開 会 午前 9時55分

閉 会 午前11時23分

---

### ○会議に付した事件

1. 議会改革項目の検討
  2. その他
- 

### ○出席議員（6名）

委員長	吉田和子君	副委員長	山田和子君
委員	大淵紀夫君	委員	小西秀延君
委員	吉谷一孝君	委員	西田祐子君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

---

## ◎開会の宣告

○委員長（吉田和子君） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

（午前9時55分）

---

○委員長（吉田和子君） 協議事項は、その他を入れて2項目です。1項目めが議会改革項目の検討ということで、前回やったときに第1弾（代表質問、反問権）、第2弾（広聴・調査活動を活かした政策形成機能の充実）と、各会派会議で検討して出していただいたことについての検討、正副委員長会議の開催についてやっていきたいと思えます。それでは1つ目の代表質問、反問権について局長のほうから説明をお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 事務局のほうでまとめた案をということだったのでつくっております。

まず1つ目の代表質問の分割質問方式による案ということで別紙1のこれは運営基準になりますけれども、代表質問については条例規則で定めておりませんので、運営基準の18ページをお開きください。そこに10番から代表質問のこと書いているのですけれども、11番が順送り、12番に代表質問のことを書いています。新たに加えるものとして13、14という案をつくっております。その内容につきましても、13番が代表質問は、事前に会派検討を行い、町政全般、町長の政治姿勢及び町政執行方針等に対する会派の考えを質問するという1項目をつくって、そして14番目に方法ですけれども代表質問は、分割質問分割答弁方式によるということとして1番目として30分以内、2番目として3回以内ということと、3番目に最初の質問は一括質問とし、再質問及び再々質問は分割質問ということとして下に例を入れてあります。分割質問の例として町政執行方針と教育行政執行方針についての質問例ですけれども、これまでは1も2も通して質問して1も2も一括答弁して3回行っていましたが、今後、分割することで分割ごとに質問をしていくということになるということです。全国的な事例を見ますとこの分割の仕方、1と2という大きな項目があるからそこで分割例としていますが、全国的には代表質問するほうで、こことここを分割するというふうに決めてやっているのが多いです。ですから、この例でいくと1、2ですけれども1の（1）だけまず分割して（2）と（3）をまた分割して3分割するとかいう方法も選択できると、それは通告のときにどういう分割で出すかというのを出しているようです。そういうふうに分割を自由にすることになれば、全部を分割するということもあり得るので、そうすると際限なく時間が延びてしまうので時間制限と回数制限を一応案としてはここにしていると、30分以内と3回以内。30分以内というのは前もお話ししましたがけれども大体、今までの代表質問は50分程度だったので1時間くらいとしても30分くらいの質問時間がいいのではないかと考えました。それから回数も各項目ごとに3回というふうにしてはどうかということです。それに合わせて14番目の一般質問のところには最初は分割質問、それ以降は一問一答にするというのを加えたらどうかと思いました。代表質問と合わせて変えたら。最初の分割質問というのは1、2ごとに質問していますよね。一般質問は、1やって、質問受けて。そのあとは一問一答とこれを入れておいてはどうかということで修正内容がこういうふうな案としております。

○委員長（吉田和子君） 反問権が次に出てきますけれども、まず代表質問について事務局のほうで他市町村も調査をしながら、たたき台をつくっていただきましたけれども、このことについて質疑があれば質疑をして、どのようにしていくか方向性を示していきたいと思うのですが。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。私をご提案したい一問一答という意味がちょっと違っていて、こちらの分割という意味合いで提案しておりましたので、こういうふうに分割質問とさせていただければ聞いているほうもわかりやすいので、よろしいのではないかと思います。先ほど説明の中で議員のほうで分割を選択できるというお話がありましたが、そのことについては特に明記しなくてもいいのかどうか。ほかのところのこういう規定の事例には明記されていないのかどうかお尋ねします。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 明記されているものはないです。運用のほうで決めているので白老町もどこでも切っていいよということにするのではなくて、大きな項目を分割するというふうに分ければそれはそれでできると思いますし、どこを切ってもいいというふうにしてもいいのですけれども、それはやり方と運用の話です。

○委員長（吉田和子君） ほかにどうでしょうか。もっとこういう方法はどうかということも含めて、よろしいですけれども。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 選択をする場合は言ったように大項目で分割するのか小項目括弧のところも分割するのか、これは通告のときにきちんとしないと答弁がおかしくなると思うのです。そういうところは、きちんと明記してやるということにしないと、通告のときに片方は今までどおり一括ですするという人と、議員側が選択できるということはする側の議員としてもきちんと通告しなければ行政側とうまく調整つかないと思うので、そのところはそういうような理解でよろしいですか。

○委員長（吉田和子君） 先ほど通告のときにきちんと分割かどうか通告するとお話ししていましたが、もし説明があればお願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の考え方でか変えたとしたら14番の（2）に質問及び答弁は、質問の大項目ごとに区切って行いというところを変えて、質問の項目は通告で明確にしてというようなことを入れるか、それとも大項目ごとに分割するのだということに決めれば、そのままいきますし、ここの表現を変えればいいと思います。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 小西です。もう1回確認させていただきたいのですが、大項目ごとに区切って回数はそれぞれ3回とするということなのですか、大項目というのは分割質問の例でいうと1の町政執行方針というのが大項目で、この中で3回というふうに理解してよろしいのですか。その中に（1）、（2）、（3）とありますよね。その（1）が3回できると理解して、（2）もまた改めて3回できる、（3）も3回できるという意味だということに理解してよろしいのですか。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 大項目ごとに3回という意味ですから1の町政執行方針について3回、2の教育行政執行方針について3回という意味でつくっております。

○委員長（吉田和子君） 小西委員。

○委員（小西秀延君） 大きな1で3回ということだから3つの、(1)、(2)、(3)は一括質疑ということですよ。そういう理解ですね。わかりました。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今までは大項目を1と2を通して3回でしたよね。それを今度は分割して1項目で3回、2項目で3回、1回目は全部通してやりますので再質問、再々質問が分割項目ごとにはできるという意味合いです。(1)、(2)ごとではないということです。

○委員長（吉田和子君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時08分

---

再開 午前10時15分

○委員長（吉田和子君） 休憩を閉じて委員会を開会いたします。

きょう、代表質問の発言のあり方、質問のあり方ということを経長のほうで調査していただき示していただきましたけれども、わからない点はいろんなことで質疑がありましたけれども、このあとの反問権も全部そうなのですが、決定する前に各会派に持ち帰っていただいて再度、議会運営委員会を開いたときに決定をしたいというふうに思うのですが、その前にまだ何か質問があれば。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。今のやり方で構わないと思うのです。特に会派で議論しなくてはならないのは、1つは30分以内というのが妥当かどうかというのが1つあると思うのです。データ的にはそういうことだということは理解していますけれども、一般質問が45分で代表質問が30分で今までの実態には合っているのだけれども、それがいいかどうかということが1つ、大きなものとしてあると思うのです。それともう1つ、わかりやすくするために例えば14の一般質問は、一問一答方式によるの(3)を新たに加えるということですよ。最初の質問は分割方式とし、それ以降は一問一答とすると。今までと同じだから、これは必要あるかなと、これを規定するのはなぜかと疑問に思ったのです。一問一答方式でいえば今までのやり方というのはそんなに間違っていないような気がするものですから、どんどんどんかぶせていくとわけわからなくなってしまうのだよね。分割質問と書いてあるでしょう。分割質問という言葉ははじめて出てきた言葉で、代表質問でも使われているから、これは必要あるのかなと思ったのです。そんなことも含めて会派で議論をされた方がいいのかなというふうに思いました。分割項目の数は決めないとしても、今言われているように町政執行方針について、教育行政執行方針についてではなくて、もう少し細かくなると思うのです、出てくるときは。そうでなければ分割にする意味があまりないから。今までだって、こういうふうに質問しているから。だから、そうであればあまり面倒くさくならないようにわかりやすくつくったほうがいいのではないかなというふうに感じています。そこは、きちんと各会派で議論して持ち寄って決めたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 14番の（3）についてですけれども、これは上の枠組みしている代表質問のところの14番の（3）に対応させたのです。代表質問の最初の質問は一括質問とし、再質問、再々質問は分割質問とするというのを入れたものですから、一般質問のほうにも最初の質問は分割質問とし、それ以降は一問一答にするという、対応のために入れただけで必要なければいいですけれども。ここで言っている一般質問のほうの分割質問としと書くのであれば大項目は1、2ということ的前提にしていますので、任意に切れるということではないので、1、2というそういう大項目の表記を分割質問とするとしたほうが明確にはなると考えています。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） わかりました。表現上はそういう表現が望ましいという意味ですね。

○委員長（吉田和子君） ほかに何か会派に持ち帰って説明する時点で何かお聞きしておきたいことがあれば、どうぞ。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 今ほど大淵委員もおっしゃっていましたが、14番の（1）同一議員につき30分以内とすると。これは例えば会派に戻って、おかしいのではないかなったときは、またここで議論していただけると。私、議員にならせていただいてから、けっこう代表質問をする方は、この質問をするにあたっての前提の考え方というのをけっこう5分とか10分とか話している方が多いような気がしたものですから、なぜ町長はそうなのと、私たちはこのように考えますけれども、質問以前の背景を言う人が多かったので30分ではたして間に合うのかなと思ったのですけれど。ほかのところの例はどうなのかなとそれを聞きたかったです。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の30分の件ですけれども代表質問は、回数で切っているほうが多いです。3回という。その結果、そういう持ち時間になるので、おおむね白老の場合だったら50分から1時間程度ということになっているので、この30分については一般質問の例でいうとほかのまちは30分が多いです。45分のところは少ないです。そういう事例もあったものですから一応30分にただけのことで、それは会派で話し合っていて、代表質問は30分でいいのかどうかという視点で検討いただきたいと思います。

○委員長（吉田和子君） あまり分割方式を取っているところもないから、前に議会運営委員会やったときに西田委員が10項目やったら3回ずつ1つずつやってもいいのという話が出たときに、そうすると時間がものすごくかかってくる可能性があるので、そういった点では時間をある程度また設けないとならいのではないだろうかという話も出たと思うのです。そういうことも含めて、こういった形で示しますので各会派で話し合っただけの次の議会運営委員会までに返事を持って、またここで議論したいと思うのですが。

ほかに何かお聞きしたいことがあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） それでは、そういうことで各会派に持ち帰って、特に時間的なこと分割のあり方を議論していただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に反問権に関する要綱案があります。その説明を局長、よろしくお願いします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 別紙2をごらんください。前回出した要綱案がけっこう細かいということで、簡潔な事例を前田副議長のほうから2市町くらいいただいて、なるべく簡潔な要綱案ということで今回お示しし直しております。内容的には第2条で書かれている第1号、第2号の範囲を質問等の趣旨を確認するということと、委員の考え方を確認するという2項目に絞っております。これの範囲をどうするかということ。それから第4条の最初、反問に要した時間は持ち時間に参入しないという部分は、これは今までと違いますけれども、案としてご提示しております。前回、反問権については対象として5項目示しておりました。特に会津若松市では趣旨、内容の確認と質問の背景、根拠の確認という2項目に会津若松市は限定しているので今回、2条の第2号で示した委員の考え方を確認するというのは逆質問的な意味合いになりますので、そこまで範囲を広げないとなれば会津若松市のように質問の背景、根拠の確認、趣旨確認と根拠の確認を範囲とするということも考えられますので、その辺のご検討をお願いしたいというふうに考えております。

○委員長（吉田和子君） 今、説明がありました。この中でどういったことを反問権として認めるのかという点と、それからもう1つは反問権の答える時間を入れるか入れないかということが今までずっと議論になっておりました。きょう示されたのは反問権のあり方も項目を明確にして、その代わり持ち時間に参入しないという形にするという案が示されされましたけれども、何かみなさまのほうからご質問があれば、どうぞ。

山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。一般質問の時間からの除外のところなのですが、今までの議会運営委員会の中で議論されていたときは、趣旨確認であれば本人の持ち時間の中に入れるという意見がおおむね多かったように記憶しているのですが、その辺の考え方はどのようになって抜くというふうになったのか経緯についてお尋ねします。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今まで入れるということで進めていたと思います。前回の反問権があったときに議長が入れないという形で進めた経緯があったのです。それでぐちゃぐちゃになったのですけれども。入れるところと入れないところを調べたら若干、入れないほうが多かったのです。確かに入れるというところにしたところは限定しているところが多いかなという印象でした。限定しているから簡潔なことしか確認しないので時間に入れてもいいよと。反問の範囲がある意味広い、考え方を聞いたりそういうところは時間から除外しているという傾向が見られます。今回は一応、逆のことを提案しております。

○委員長（吉田和子君） ほかに、ご質問ありましたらどうぞ。

これも各会派に持ち帰って話し合っ、これでいいかどうかとか必要なもの、これはこういうふうに変えたほうがいいとかということが出てくるとは思いますが。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 第2条の（2）なのですが、委員の考え方を確認する場合には、前はこれは入っていないような気がしたのですが、考え方を質問するということになると、かなり時間ががるといことです。だからこの質問の趣旨を確認するだけだったら時間以内でいい

のでしょうか、考え方まで聞くということになると、それに答えるまでの資料とか全部またちゃんとしなければならなくなってきたら、どうなるのですか。たぶん、答弁調整していますよね。そのときに、かなり考え方とかは説明しているはずだと思うのですよね。質問の趣旨、何を質問したいのかポイントがわからないというのは反問権使う必要があると思うのですけれども、その辺はそうなのでしょうか。その辺がよくわからないなと思って。その辺の考え方というのを、ほかの市町村ではどういうふうにしているのかお伺いします。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） ほかの市町村の考え方は前回に事例として8市町村くらい出しているもので、それで限定しているところしていないところという例があったのですけれども。実際に白老の中で規定されているものは2月7日に出している中で、議会の運営基準のほうの質問に対する反問の中では政策提言に注視して論点、争点を明確にするため、説明するための議場出席者は、質問に対して逆質問することができるという規定があるのです。今までも趣旨確認だけという規定ではなかったということです。それが今、範囲が曖昧になってきているので、ここで明確にしましょうという議論になったと思いますので、反問権の範囲が広がったり、ごちゃごちゃしているので、今回の規定要綱ができれば運営基準とかそういうのも変えないとならないかもしれないので、いま白老町はある程度広い範囲で受けとめているということなのです。

○委員長（吉田和子君） 大きな違いは反問権の1つのあり方ということの逆質問のあり方も前は認められておりましたので、その項目明確にしていくということが1つあると思うのです。それともう1点は各会派の検討項目で出されているのは、ほとんど時間内に含めるということになっておりますので、その辺をどうするか。今回の要綱を出して確認しましょうということが出ていましたので、今回の要綱は各自治体のものを見てある程度、時間に入れられないというような方向性で示されておりますけれども、そういった中で、みなさんのお考えどうでしょうか。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。この考え方をきちんとしないと、質問することがだめだとか、そういうことではなくて、議会というのは民主主義の原点だから、双方が議論することなのです。こっちだけが一方的に何でもかんでも言えばいいというものではないのです。そういうことをきちんと考えてやるということが1つ。もう1つは質問回数、撤廃も代表質問も、これもそうなのだけれど、やっぱりある意味、妥協とかではなくて町側と意見調整しながらやらないと、おかしいことになるのです。議会の権利だって確かにそういう部分あるのだけれど、僕はやっぱり円滑に二元代表制をやっていく場合は町側の意見もきちんと聞きながら反問権はやらないと、権利だからやるとかということとは違うような気がするのです、私は。こっちも言う権利があるのだけれど、向こうも同じことだから。向こうは何も言うことなく、こっちの聞いたことだけ答えればいいのかということはないでしょう。そういうことを以前つくっていたのですけれども、事務レベルでの協議する場、そういうものもつくったほうがいいような気がする。きょう、残念ながら正副議長きていないから、この議会運営委員会のメンバーで決められるのだけれど。正副議長の意見聞いたほうがいいかもしれないけれども。今までは例えば、いろんな細かな問題が出たとき事務レベルできちんと協議しながらやっていたのです。そういうことをやりながらやらないと、こっちが会派

で決めてしまってから町にこういうふうになりましたというのでは、ちょっと違うような気がするのですよ。特に反問権の場合は。これは議会が認めたのですけれど。町側もたぶん言いたいことがたくさんあるのではないかなと思うのです。だから、そういう場を設けながらやっていかないと、この代表質問の分割方式や委員会の発言回数の問題なんかも、もう少しリアルに事務レベルで協議するということが、はじめから議長と町長とやるのではなくて事務レベルで一定程度の協議をきちんとしていくということが大切でないのかなと思うのだけれど。そのことが理解を深めるでしょう。両方とも。

**○委員長（吉田和子君）** 前回、代表質問と反問権と3回までを撤廃すると決めましたけれども、これはこちら側が決めたことであって、行政側ときちんと申し出てまたその辺を理解してもらわないとだめだということになっていますので、ただこちら側がある程度の基本的なものがないと相手のほうに持っていきませんので、そのための基本的な要綱だとかつくりをやっていただいて、各会派の考え方も出していただいたのです。ですから、これをまた持ち帰って反問権ももう少し詳しくしたほうがいいのであれば、どういったところをとか明確なものがあればそういったことも出していただいて、これは一応議論の題材として持って行って各会派で議論してもらおうということになると思うのですけれども。この中でまだ確認しなければならないことがあればお聞きしたいと思うのですが。一応、議会運営委員会と議長、副議長含めたとしても議会だけでは決められないことですので。そういった形でよろしいですか。

高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** 今の大淵委員のおっしゃったことは、こちら側でも考えておりました。最終的には理事者と代表者で調整つけばそれでいいのですけれども。その前に事務方でも一応、情報を流したり向こうの考えを聞いたりという場面はつくらなければならないし、特にこれについては新聞に出ていましたので、出たあとに向こうが知らないとはならないので私はすぐ経過を説明に行っていますので、その辺は配慮しながらやっていきたいと。

**○委員長（吉田和子君）** 大淵委員。

**○委員（大淵紀夫君）** 私が言っているのは何でも言えと言っているのではなくて、我々も言うでしょう、町側に情報を流せと。おかしいのではないかと。こっちの情報を流さなかったら同じことだからね。そういう理解で動いていかないとだめではないかなと思うのですよ。円滑に行く方法だから。反問権うちの場合は、そんな目立ったおかしな形で使われていませんから、そこは十分議論して、なぜ反問権を使わなければならないのかというようなこと含めて各会派で議論をしたほうがいいと思うのですよ。

**○委員長（吉田和子君）** 反問権出すときは、反問するほうがなぜ反問するかというのを説明しますよね。それを議長が認めるかどうかなのですよね。ただそのあとの時間をどうするかということが議会運営委員会で明確に入ることになっていましたので、その辺で入れなくてもいいのではないかという議論もありましたので、そういったことも含めての話し合いになると思うのですけれど。この間、新聞にも載りましたけれども、議会運営委員会として3回は撤廃するということが決まりましたが、やはりこれもまた町側にきちんと申し出るということにしておりますので決定したことではないのです、きちんと了解を得て決定をしていきたいというふうに思いますので。



山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 山田です。会派に戻ってからの論点なのですが、質問の趣旨を確認する場合も持ち時間に参入しないものとするのかどうかというも論点の1つに入れてよろしいでしょうか。みなさん、共通に論点があったほうが良いと思うのです。

○委員長（吉田和子君） 前に示されている5項目ありますよね。それも見ながら、これはなぜいないのかということも含めてしたほうが良いのかもしれないですね。

大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 論点を明確にするために説明のための議場出席者は質問に対して逆質問ができるとなっているということは、ある意味何でもできるということ。何でも聞ける。町側の向こう側の説明員の方は町長、副町長ではなくて、課長も何でも聞けるということなのです。よく読むとそういう決め方なのです。

○委員長（吉田和子君） 山田副委員長。

○副委員長（山田和子君） 今、大淵委員おっしゃたように、だから逆質問された時間を趣旨までだったら持ち時間に入れるとか、意見とか根拠だったら持ち時間に入れないとか、そこが論点になってくると思うのですよね。そこを会派で論点としたいということと、先ほどの代表質問のほうの論点として質問時間は30分以内が良いのかということと、通告のときに項目ごとのくくり方についてを議論してくるという3点に絞ってよろしいのかどうか確認したいと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今の山田委員の言ったこと直接ではないのですが、その前の反問権については今までの議会を見ていると趣旨確認だったら、どう意味ですかという感じでちょっととめてやっていますよね。それだけを限定的に反問権というまちは少ないのですよね。だから自治基本条例、会議規則、委員会規則、運営基準に載っていますので、その辺を見直しながら新たに反問権を考えのさなければならぬのかなというふうには思っています。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員が言われた逆質問という形で一方に区切らないで、項目をある程度出しましたので要綱で、こういった項目に今度なってそれを時間内とするとか時間外とするとかというふうに変えていくということになりますよね。そういったことも含めて会派でそういう項目を切ったほうが良いのか趣旨ときちんと考え方と先に示された5項目もありましたよね。あれも見ながら今回は2項目で出されましたけれども、この項目でいいのかどうか、その辺を確認しながら項目としてもう少し足りないのではないのかとか、そういったことがあれば各会派で出していただいて、その項目によって時間を入れる入れないとするのか反問権は全部時間に入れいいのか、全部入れるのか。そういう考え方をある程度、会派で話し合っただけで議会運営委員会できちんと絞っていったらいいのかなというふうには思うのですが。これも行政側にはきちんと言っていかなければならないと思うのですが。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私はやはり大淵委員がおっしゃっていたように質問に対するこの反問というところの28番の質問に対して逆質問ができると、まずこれをそのまま入れておくのか入れておかないのかというのが大事な論点になってくるのかなと思うのです。このまま入れるということであ

れば、行政側がいくらでもきちんと質問できるわけですから。それに対して例えば代表質問で30分しかないときに果たしてこれを使われてしまったら、ちゃんとした議論ができなくなってしまう可能性があるので、ですから逆質問することができる、これを入れるのか入れないのか、もし入れるのだったら今言ったような形になるし、抜くとなったら必要なくなってくるしという感じになってくると思うのですけれども。その辺は議論しなくていいのですか。

**○委員長（吉田和子君）** 今、私説明したと思うのですけれど、要綱を前日も5項目くらい反問権についての項目出しました。今回、2項目になっています。要綱を含めて基準には全部、反問は逆質問とするというふうになっていますので、もしみなさんの話し合いで項目がある程度決めたら、それを時間に入れるか入れないか、基準も逆質問ということではなくて項目としてわけていくという形になると思いますという説明をしたと思うのですが。逆質問を残していいのかどうか。逆質問ではなくて要旨の説明だけなら入れなくていいだろうとか、そういうことが明確になってきたら全てが逆質問にはならないです。そういうことを積み上げていって基準も変わることもあると思うのですが。

高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** まず確認しないとならないのは、逆質問だとか反問とか言っていますが、それを総括して説明員は質問できることにしているのです。自治基本条例では説明員が質問できますという規定があるので、そこからはじまるのです。それが質問というのが趣旨、確認だけなのかということなので、一般的に質問できると言ったら何でもできるはずなので。その辺をいろいろ検討していただいて、表現とか範囲を決めてそれなら質問時間に入れられないほうがいいのではないかとということになるかと思えます。

**○委員長（吉田和子君）** そういったことを各会派で話し合いをしていただきたいというふうに思います。もし、反問権の要綱の2条の（1）、（2）、具体的に会派で話し合いができれば具体的にこういうことはこうでこういうことはこうでと出していただければ大変、順調に進んでいくのではないかなと思いますので、それを基本にまた議論できるということになりますので時間の割り振りもどうするかということも、ある程度明確に持ってきていただければというふうに思います。そういったことで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

**○委員長（吉田和子君）** 反問権については各会派でもう一度話し合いをしていただきたいと思います。その結論次第でまた行政のほうと事務調整をしていきたいというふうに思います。それによってまた基準等の見直し等も出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

次に（2）、広聴・調査活動を活かした政策形成機能の充実ということで、議会改革の7、8、9の中での事務局のほうから提案がありました移動常任委員会のあり方も含めて各会派から考え方を出していただきましたが、そのことについて事務局長から説明をお願いします。

高橋事務局長。

**○事務局長（高橋裕明君）** 今回の改革項目の12項目のうちの7、8、9について一括して検討したらどうかということで提案させていただきましたので、主に議会各組織が広聴や調査活動するに

あたって、それを活かして通年議会もありますし政策形成機能につなげられないかということで、そのことをやることによって各組織の活動の活発化や町民との懇談という部分の活発化につなげていくというような考えであります。それで今回、会派会議として3項目を総括した中項目の設定、年間計画をつくることについて、そのことよっての組織活動の充実について、政策形成機能の発揮についてとその他ということで検討していただきましたので、そのことについて報告し、もし年間計画をつくっていくということで合意がなされれば、正副委員長会議を開いていきたいという考えでございます。

**○委員長（吉田和子君）** 今、事務局長から説明がありましたように、7、8、9の今後の進め方と、それから会派会議の報告・検討の①の5つについて別紙3にありますけれども、各会派の考え方を示していただきました。これに基づいて今後の7、8、9の議会改革をどう進めていくのかということ細かく議論をしてある程度進めていかなければならないと思うのですが。この中で何かきょういただいたばかりですが、各会派の報告を読み上げてもらいますか。その上でそれに対して何か聞いておきたいこととか、またこれから進めていくのにまた会派でもこういった考えでやっていくとかこういう意見もあったとかというふうな検討になってくると思うのですが。各会派から読んでいただきたいと思います。それではみらいさんからお願いします。

**○副委員長（山田和子君）** みらいです。アの中項目の設定につきましては、関連性があるので一括することに賛成します。イの年間計画に基づく組織活動につきましても、通年議会のメリットを活かす手法であることから賛成いたします。ウの組織活動の充実に関しましては課題に対して調査、視察、懇談等の一貫性の中で深く議論していくことは、議員の資質向上にも繋がることから賛成いたします。エの政策形成機能の発揮につきましては、1年かけて調査、議論するので、政策提言に繋げやすいのですけれども、必ずしも政策提言や条例制定がゴールでそこを目指すのではなく、真の目的は議員の資質向上と捉えるほうが望ましいと考えております。

**○委員長（吉田和子君）** きずなさん、お願いします。

**○委員（西田祐子君）** きずなの西田でございます。中項目の設定のおおむねよいとして、通年議会のメリットを精査し、行動・規範・点検復習をしチェックすべきというのは、まず始めに通年議会をやってきて、自分たちのメリット、デメリットというものを確認して、そこの中からまずこういうようなものをきちんと精査していく必要があるのではないかという提案です。年計画に基づく組織活動というのは必要なことなので、きちんと精査した中で計画を決めていくという狙いだと思います。組織活動の充実としまして、モニター制度とか議会政策サポーター制度なんかを提案していますけれど、将来的には議員のなり手不足というのですか、それと議会の活性化、そういうものを議員の資質向上のためにはこういうことも将来的に視野に入れていいのではないかということの提案です。政策機能の発揮ということで、前回みなさんと一緒に政策提言しましたが、その後の委員会としてのチェック機能も必要なのではないかと。そして、その他の意見といたしまして二元代表制を鑑み、客観的にテーマを具現化する体制づくりが必要だということです。ただここに1つだけ書いていないのですけれど、分科会でせっかくやったものが、それぞれの委員会でやりましたけれども、分科会が果たして広報広聴でいいのかどうか。その辺もきちんと精査してほしいなということで提言させていただいています。最初にチェックしてほしいというのは、そういうことを

意味しています。

○委員長（吉田和子君） 日本共産党さん、お願いします。

○委員（大淵紀夫君） うち新しい議員なものですから具体的なことで書きました。中項目の設定は何も書いていないですが、けっこうではないかと。年間計画の中に移動常任委員会を具体的に組み込めるようなことをやらないと、たぶん8年も何年もやっていないでしょう。だから、それを経験した議員さん自体があまりいないのですよ。ですから、これは年間計画にきちんと組み込んでやると。掛け声だけではなくて、具体的にやるということ。2つ目、町民との懇談の場をふやすというのは、春秋やれとかそういう意味ではないです。もっと細かくやれるようなことが考えられないかという意味です。細かく、話しやすく、参加しやすいような、これがやっぱり原則ですから、これは抜くわけにはいかないということです。それから分科会活動の活発化、これは分科会ですからもし可能であれば、その団体と要望を聞くだけではなくて政策議論ができないのかなど。これは非常に議員にとって大きな力になるような、専門性を高めるためにも極めて必要な部分ですので。それから政策機能の形成の部分では条例制定を目指すと、そこに例を書いています。たくさん各町村で法定外地方税含めていろんなこと検討されていますから、具体的に条例制定を目指さないか動いていかないのではないかと、深まっていかないのではないかとということです。その他の意見の中に条例制定のプロセスを検討、勉強したらどうかということでもあります。

○委員長（吉田和子君） いぶきさん、お願いします。

○委員（小西秀延君） いぶきの小西です。アの中項目の設定ですけれども、中項目としてまとめることは一括して議論を進められることにより、一層深い展開が望まれるということで、それは賛成させていただきます。イの年間計画に基づく組織活動ですけれども、年間スケジュールを設定することで計画的な運営が期待できる、おおむね賛成なのですが緊急的な所管事務というのも年間の中には出てくる可能性があるのも、それをどうやって取り入れるのかということも議論していくことが必要なのかなという点が1点挙げられます。ウですけれども組織活動の充実ですが、懸案事項に対して調査、視察、懇談等を一貫性の中で議論することは、議員の見識を高め、政策立案時の能力向上にも繋がるので、これも賛成させていただきます。エの政策機能の発揮ですけれど、時間をかけて調査、視察、懇談することになり、議論が深まることで政策提言や条例制定に繋がる可能性が高くなるが、財源や実現可能性等を考慮しながら結果に固執せず的確な町政の反映を図ればよろしいかなと思っております。

○委員長（吉田和子君） 公明党のほうの考えを述べたいと思います。中項目の設定につきましては、⑦から⑨の項目については目的を明確にして取組を実施していくということによろしいのではないかとということです。それから年間計画に基づく組織活動は大枠の中で年間の活動計画を持っていくことは大切と考える。通年議会実施の町として必要があれば所管を持って実施をする。それからウの組織活動の充実では年間計画を持つことで政策提言や条例制定につながる活動のあり方を実施していく。町にとって町民にとってどうなのか。移動常任委員会等を通して懇談へ結びつけていく。それから政策形成機能の発揮ということでは、条例や政策提言の法的専門性、具体策形成のため、専門的知見の活用を図る。他市町村でやっていますけれども、項目の専門的・大学等との知識導入のための交流、研修を進めていったらどうか。それからもう1つは議会事務局の力も必要であり、

共に研修、知識の構築を図っていったらどうか。それからその他の意見として議員も政策や条例提案の基本的ルールを認識しておいてはどうかということと、政策研究会を活用し、町としての課題発掘の方法を考えていったらどうか。なかなか政策研究会もこの何年か実施されておられませんので、議会運営委員会も少し考えながら問題点をやりながら政策研究会が立ち上がるような方向性にもっていければいいなというふうに思っております。

今、会派の報告がありましたけれど、この会派の報告に何か聞いておきたいことがあれば。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 公明党さんにお伺いしたいのですけれども、政策形成機能の発揮というところで、条例や政策提言の法的専門性、具体策形成のため、専門的知見の活用を図ると書いていますけれど、具体的に例えばこんなことが考えられますよとかという、そんな話は出なかったのでしょうか。

○委員長（吉田和子君） やり方として考えたことであって、実は苫小牧市ががん基本条例をつかったのです。議会が条例提案したのです。条例提案したことでどういうふうにつくったかという経過が私たちわからないのです。提案して、がん検診を受けて特定健診もきちんと受けたら、特定健診は無料ですががん検診を受けた分の料金を返すと、そういう仕組みづくりをしたのだそうです。がんの発症を抑えていく、医療費の抑制をしていくということで、そういうことも含めたそれはがん基本条例を議会で提案したから、そういったことに結びついたというのです。だから、そういったことに結びつけるような条例提案するとか、政策提言するというのはきちんとした目的を持ってやっていかなければならないというふうに思いますので、そういったことを含めると、よく新聞等で見るとはありますが、大学と提携をして専門的な部分を勉強させてもらうとか、学生と共に若い人の考え方とか専門的に勉強していることを聞いて少しでも議員の資質の向上を図っていける場があったらいいなということなのです。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 私が一番聞きたかったのは専門的知見の活用を図ると言っていますから、ここを具体的に聞きたかったのです。例えば、どういうことが専門的知見だと言っているのかが、これだけではわからないので。

○委員長（吉田和子君） 専門的知見というのは、前に政策研究会で予算にどう議会や議員がかかわるかといったときに蒲原先生に来ていただいて、その関わり方というのを説明していただいたのですよ。そういうことで行政にも一緒に出てもらって、一緒に勉強して決算の資料が出てきたりだとか予算も本年度の予算の新しいものをつくってくれたりとか、そういったものに繋がっていったら、専門的な助言があって政策研究会として提言できたのですよね、そういうことも含めて。それから監査の方を迎えて予算のつくり方のあり方とか、貸借対照表とかバランスシートのやり方を習ったり、そういったこともあると思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） ですから専門的知見の活用ということになると、議会として別個に予算をつくらないといけないということを示しているのでしょうか。私はそこを一番聞きたいのね。例えば議会の中で予算というのは、こういうものを前々から入れたい入れたいとずっと入っていますよ

ね。だけれども専門的知見というのはなかなか活用できないというのは、予算がついていないからなかなか活用できないのではないかという問題点があったと思うのです。だから、そのところを具体的に聞きたかったのは、きちんと中でその予算というものもきちんと活用していくという部分までやっていかないと、そういう意味を言っているのかなと思うのです。

○委員長（吉田和子君）　そこまでは私、議論深めてやろうと思っていませんでした。ただ政策提言とか条例提案とかそういったものを参考に場をつくるのことをみんなが必要だと言ったら予算をつくってもらったり、そういうふうにすればいいのではないかなと思いますけれど。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　今の論点でいうと、いわゆる活動をして成果に結びつけるのに専門家を活用しようと、専門家を活用するには経費もかかるのではないかというご意見だと思いますので、私が聞いている範囲では政策研究会を設立したり何か特別な視察だとかが発生した場合とか、そういうのはその都度、議会は補正予算で対応しますよというふうには聞いているのですよね。今まではそういう対応だったのだけれども、次年度の計画まで踏み込むのであれば予算にも繋がるのかなというふうには、今聞いていました。

○委員長（吉田和子君）　これから議論していく中でもし必要なければ使わなくてもいいと思いますので、もしやっていく中でこの辺がちょっとねと。栗山町は議会基本条例をつくるのに蒲原先生にずっと力を貸してもらっていたみたいですから、議員だけでできるものも事務局の力も借りて法的なものも見ながらやっていくこともできると思いますし、決してお金のかかることばかり使わなくても、そんなことでうまく活用できるものがあれば資質向上のために活用できればというような考えで出しました。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　今、追加で補足しますけれど。例えば今、西田委員が言っていたのは芽室町の議会モニターでも議会政策のほうのメンバーでも例えば北大と包括連携協定を結んでやっているのです。そういうことも含まれるのかなと思いましたので、そういうことが必要だということになれば相手探しをして協定なり結ぶ必要もあるのかなと。

○委員長（吉田和子君）　大淵委員。

○委員（大淵紀夫君）　要するに議論がもっと深まった段階で議論しないと、いくらやっても同じなのです。専門的知見の活用というのは、きちんと規定しているのです。議会運営委員会の中で決まっていることですから、それは随時必要であれば補正予算で組むというところまでの意思統一にはなっているわけですから。それはその時点で議論すればけっこうだと思います。

○委員長（吉田和子君）　これは各会派の考えがそれぞれ今後、進めていく⑦、⑧、⑨の中ではみなさんの考えを出していただきましたので、こういうものに乗っ取りながら、また新たなものが出てくる場合もあると思いますけれども、議会改革を進めていきたいというふうに思います。

その中で次の②の正副委員長会議、年間計画をつくるということで、各会派がいいということであれば予定としては25日定例会議終了後にこれを見て実施するというところで。

高橋事務局長、お願いします。

○事務局長（高橋裕明君）　ただいまの前段の議論でおおむねよろしいということで押さえた上で

ですけれど、正副委員長会議、これは議長から召集かけていただきますので議長はオーケーとっていますけれども、正副委員長会議というのは今、正副議長、議会運営委員会の正副委員長、それから各常任委員会、総務、産業、広報があり全部で正副委員長12人になるのですけれど、5つですか。25日に説明をしたいということなのです。その説明がおおむね、第4次の今回の議会改革の概要を1、2分で触れてから、今回の第2弾でやっている項目を簡単に説明して、要するに各組織が年間計画をつくっていただいて、ある程度それを軌道として進めていってほしいと。その中には今言った懇談会だとか調査だとかそういうものを連動させていきたいと思いますという趣旨を説明して、おおむね5月中に各委員会から別紙4にあるスケジュール表みたいなものを作成していただくかなというふうに考えております。

○委員長（吉田和子君）　そういうことで4月25日定例会終了後に各常任委員会、議長、副議長含めての常任委員会の委員長、副委員長会議を開催するという事は決定してよろしいでしょうか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君）　よろしくお願いをしたいと思います。

資料4にある予定を埋めていくという形になると思いますので、お願いいたします。

高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君）　別紙4を見ていただきたいのですが、一番上に年間テーマと書いてありますが明確なテーマを決めることもないので、ことしの重点事項とか去年だったら町内会と象徴空間の活性化とかそういうようなことで絞っていこうとかという重点事項を書けばいいと思っています。それに向けて、どういうところと懇談していただくか、どういう調査、視察もことしありますので、それも関連づけていこうとかというものを時期的にさせていただいて、そのために最終的に提言を目指すのか条例制定を目指すのか、あれば一番下に。ただそれを絶対やりなさいということではないので。そういう形の項目として様式はつくっております。

○委員長（吉田和子君）　これがうまくいけば、かなり活発化していくためのものだと思いますので、委員長、副委員長会議ではしっかり議論をしてつくりあげていただきたいなど、これにぜひ移動常任委員会の組めるような政策課題を持っていただければというふうに思います。

本日はこういったことで、あとは25日の委員長、副委員長会議が終わったあとにまた日程を組んで議会運営委員会を開催して、今度は年間の常任委員会の項目ができたことと、あとは⑦、⑧、⑨の項目1つずつまた進めていきたいと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君）　今、お話に出ていた移動常任委員会なのですが、それって何年間も行われていないのですよね。何年間も行われていないということは必要なのかどうなのかということは一度、検討したほうがよろしいかと思うのです。必要なのだったら毎年やっていくべきだし、特別重要ではないから何年間も手をつけられていないというふうに私は単純に思うのですけれど。その部分もあるからやらなければならないというのではなく、必要だからやるということに。私は前にも言ったのですけれど、プラスだけの改革ではなくマイナスの改革もその中には必要なのではないかと。それによってほかの部分強くするという考え方を持って進めていかないと、あれもやるこれもやると言って実際にできていないものがあるのであれば、そういうところもきちんと議論して精

査するものは精査するとしていかないと、あれもやらなければだめだこれもやらないとだめだと次これだというのに追われてきちんと深まらない議論のものを上程していくとか提案していくとかということでは意味が違ってきてしまうのかなというふうに思いますので、委員会としてその辺のところはもう一度考えるべきではないかというふうに思いますので、その辺のところを検討していただきたいというふうに思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 移動常任委員会とか再び出てきたのは、やはり最近、開催されていないからだ。移動常任委員会の意義というのは町民の方にも、その場で聞いてもらってときには終わったあとに意見をいただくということがなされてきたので、それを廃止したということには今はなっていないので今、廃止するという議論も必要かと思えますけれども、廃止したことになっていないので、今回の年間予定だとかいろんな手法を組織で考えたときに移動常任委員会というやり方もいいのではないかなれば、それは活用すればいいことですし。そういうことも含めて、ことしのスケジュールというか予定を考えていただきたい。確かに移動常任委員会見たら、19年が最後みたいです。

○委員長（吉田和子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。今、吉谷委員が言われたことはとっても大切なことだと僕は思います。あるからやらなければならないというのは全く意味のない話。ただ必要かどうかという議論はきちんとすべきというふうに思いますので、今のはきちんと受けて今、局長が言われたように年間計画の中で生かせるものがあれば生かしたほうがいいわけだから。だからそれは生かせるものがなくて、また今回3つの常任委員会が移動常任委員会をやらなくなれば、そういうことも含めて議会運営委員会できちんと、そのことがマイナスと言われたけれど、マイナスではなくて僕はプラスだと思うのです。やめることはプラスのことだったたくさんあるわけでしょう。改革というのは全部、今まであったことをやるわけではなくて、不必要なものは切っていくと今の状況に合わないものは切っていくということ。その例で、たった1つだけ言っておくと確かに陳情がないのだ、今。陳情がたくさんあったときは、これはかなり有効な手立てだったのです。移動常任委員会とは。陳情出された町民の方々が常任委員会とはこうやって決めるのかと非常に評価された一面があったのです。ところが今の社会情勢の変化で陳情が出ないです。道路直してくれ、側溝直してくれというのが出てこないのです。たった1つ、この間出たのも竹浦の土地のもあんな状況ですので、ですからそこは吉谷委員が言われるとおりだと私も思うので、この中身の中で検討したほうがいいのではないですか。

○委員長（吉田和子君） 移動常任委員会は町民の声が最初だったのですよ。委員会というのは報告みたいなのが出てくるけれど、常任委員会というのは何をやっているのだということが最初はじまりだったのです。それで町民の目に見える委員会ができればということで、最初のごみの問題と介護保険制度でしたので町民全体にかかわることでしたので各地域でできたのですけれども、そういった新しい制度がなかなか出てくるということがなかったものですから、そういったことも含めて今後やっていく中で町民に見てもらって意見を聞きたいといものが出来れば、なくす必要はないのかなと。ただ必要があれば私は町民の中に入っていくというのは議員の1つの活動として必要



ではないかというふうに捉えているものですから。そのことも含めて常任委員会で年間計画をつくらうときに考えながらやっていただければというふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

その他、みなさんから何か。

西田委員。

○委員（西田祐子君） みなさんに議論していただきたいと思うのは、先ほども言いましたけれども議会改革の中で分科会は広報広聴でいいのかどうなのかということも1回、議論していただけないかと思ったのです。政策提言まで結びつけるということになるとそれぞれの委員会が責任を持って分科会をやって、その分科会の意見と合わせて政策提言していくべきものだろうだと私は思うのですけれど。今の分科会は広報広聴ですから、そうになってしまうとせっかく政策提言までいっても、そのあと条例をつくるのかどうするのかとなってきたときに、広報広聴でつくるのですか、どこでつくるのですかという状態になってきてしまうので、もし分科会がそこまできちんとしたことをやるのであれば、このことを相談できないのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 私のほうには例えば広報公聴常任委員会、20年くらいにできたことで、その役割も変わってきているようには聞いています。ですから今の分科会のあり方も含めて、広報公聴常任委員会の小委員会のほうでも多少されている。ですからそういうのも土台にして私は各委員会がそれぞれ独自で走っているように見えるのです。お互いの例えば総務と産業でも何をやっているのか、あまり情報交換されていないような気がしますので、各組織の問題とかそういうのがあったら、最初に正副常任委員会とかそういうところで情報交換して、組織のあり方も含めて考えて、それを踏まえて最終的に議会運営委員会のほうに諮っていく必要があるのかなというふうには考えています。

○委員長（吉田和子君） やっぱり年間計画の中でそういう話がまた出てくるのではないかと。委員長、副委員長会議になりますので広報の委員長、副委員長からもそういったことが提案されてくるかもしれませんので、今後の年間計画つくる中でもそういったことも含めて議論していく時間があるかどうか。どこまでいけるかわかりませんが、そういった提案もあったということで話をしていきたいと思います。

そのほかに、ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田和子君） なければ次回の開催日は4月25日の9時半、明後日です。議会はじまる前に議案がありますので議会運営委員会を開きたいと思いますので、早い時間になりますが集まっていたいただければというふうに思います。

西田委員。

○委員（西田祐子君） 次の25日ではなくて、そのあとの集まる日にちも決めてほしいのです。そうしないと25日の日みんな集まって話できるのかできないのかも含めて。

○委員長（吉田和子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋裕明君） 今、ほかの委員会で入っているのが9日、11日、今決まっているのは。

○委員長（吉田和子君） 連休挟みますので会派の話し合いが、その前にやらなくてはならないので。14日の週に議会運営委員会をもって、各会派の話し合いができますでしょうか。大丈夫でしょうか。この次は各会派の考え方を述べて、ある程度の結論的なものまで持ってきていかないとならないものもありますので、時間ももしかしたらかかるかもしれませんが1日取れるほうがいいのかもしれないです。5月16日、10時から水曜日です。この日程で次回の次の議会運営委員会、議会改革について5月16日、10時からということでもよろしく願いをいたします。

あと、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎閉会の宣告

○委員長（吉田和子君） なければ以上で議会運営委員会を終わりたいと思います。

（午前11時23分）